

仕 様 書

1. 件 名

緊急被ばく医療に関する機器・設備等の維持管理及び教育・訓練に関する業務請負

2. 目 的

緊急被ばく医療を必要とする事態に備え、施設・設備を含む、医療機器、放射線測定機器、資機材等を平常時より維持し、迅速な対応が出来るようになるとともに、放射線測定機器は常に健全性及び定量性を確保しておく必要がある。また、緊急被ばく医療に関して、医療関係者、防災関係者等を対象とした訓練・講習会・セミナー等を適切に行う必要がある。

本件は、上記業務の円滑な実施のために行うものである。

3. 業務期間及び人員等

(1) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）その他、機構が特に指定する日を除く。

(2) 業務時間

原則として午前8時30分から午後5時00分までとする。

（なお、この時間帯は高度被ばく医療センターにおける業務時間帯である。ただし、必要がある場合は、上記に定める時間以外の時間であっても、業務を実施することがある。）

(3) 人 員

日勤者1名

作業者が不測の事態により業務に従事できず業務に支障がある場合は、交換要員を配置させる等、必要な処置を講ずること。

4. 履行場所

千葉県千葉市稻毛区穴川4丁目9番1号

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構

放射線医学研究所 第3研究棟 緊急被ばく医療施設 他

5. 業務内容

対象施設：緊急被ばく医療施設（B1F、1F、2F）及び救急車両の管理

(1) 空調設備の維持管理

・排気ユニットフィルター差圧確認（1回／月）

(2) 電気設備の維持管理

・照明設備等点灯確認（1回／月）

(3) 給排水等の維持管理

・緊急被ばく医療施設の給湯設備切替（毎日）

・給水設備の通水、排水切替バルブの点検（1回／月）

・手洗い装置フィルタ交換（2回／年）

(4) ワックス清掃依頼及び清掃対応（1回／年）

(5) 汚染防護用の養生（1回以上／年）

(6) 医療機器の維持管理

(7) 医療機器の点検（1回／月）

医療機器対象機器一覧

維持管理の対象機器及び頻度は下表による。維持管理の項目は外観点検・動作点検及び定期点検とし、その内容は外観点検・動作点検については破損・変形等の有無及び正常起動等の確認、定期点検については機器固有の表示値の確認、消耗品交換等とする。

対象機器	台数	外観点検・動作点検	定期点検
① 可搬型人工呼吸器	2台	1回／月	1回／月
② 重要パラメータ付き多項目モニタ	3台	1回／月	2回／月
③ 可搬型多項目モニタ	1台	1回／月	2回／月
④ 半自動除細動器	2台	1回／月	1回／月
⑤ 電動式吸引器	3台	1回／月	1回／月
⑥ 超音波画像診断装置	1台	1回／月	1回／年
⑦ 酸素治療フローメータ	2台	1回／月	1回／年
⑧ シリンジポンプ	1台	1回／月	1回／年
⑨ 輸液ポンプ	3台	1回／月	6回／年
⑩ 血圧計	2台	1回／月	1回／月
⑪ 酸素ボンベ	6台	1回／月	2回／月
⑫ 吸引器（派遣用、BLUE CROSS）	1台	1回／月	1回／月
⑬ パルスオキシメータ（派遣用）	1台	1回／月	1回／月

- (8) 消耗品の在庫確認・発注作業（1回／月・隨時）
 (9) 医薬品の在庫管理・発注作業（1回／月・隨時）
 (10) 計測機器・医療機器を除く備品類の員数確認（1回／月）
 (11) 放射線測定機器の維持管理

- ・放射線測定機器の管理台帳作成（1回／年）
- ・放射線測定機器の作動状況の定期点検（1回／3ヶ月）
- ・基準放射線源を用いたエネルギー校正並びに効率校正（1回／年）
- ・Ge 半導体検出器 POPTOP 真空引き作業（5回程度／年）

放射線測定器対象機器一覧

① 立位型 WBC	1台
② γ 線スペクトロメータ（Ge 半導体検出器）	4台
③ α 線スペクトロメータ（Si 半導体検出器）	1台
④ 簡易型体表面汚染モニタ	2台
⑤ 可搬型 α ／ β エアダストモニタ	1台
⑥ GM サーベイメータ	7台
⑦ 電離箱式サーベイメータ	3台
⑧ NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	4台
⑨ α ／ β 線用プラスチックシンチレーションサーベイメータ	1台
⑩ β 線用プラスチックシンチレーションサーベイメータ	1台
⑪ ZnS(Ag)シンチレーションサーベイメータ	2台
⑫ 傷モニタ	2台
⑬ Si 半導体個人被ばく線量計	16台
⑭ 基準電離箱セット	1式

- (12) 施設見学の準備（15回程度／月）
 (13) 一般公開・訓練・講習会・セミナー等の準備（20回程度／年）
 - ・所内外訓練のための資機材及び施設の準備
 - ・当所が開催、もしくは関係する講習会・セミナーで使用する資機材及び施設の準備
 (14) 放射線装置の運転（3回程度／月）
 - ・コバルト照射及び照射線量算定の為の検量線作成

(15) REMAT 用放射線計測器の維持管理

- ・放射線測定機器の管理台帳作成（1回／年）
- ・放射線測定機器の作動状況の定期点検（3ヶ月毎）

管理対象機器一覧

① REMAT 用個人被ばく線量計一式	8台
② REMAT 用空間線量率計一式	10台
③ REMAT 用表面汚染モニター式	10台
④ REMAT 用スペクトロメーター式	6台
⑤ REMAT 用個人エアーモニター式	1台

(16) 放射線照射装置の維持管理

（対象：n/γ校正装置）

- ・放射線照射装置の管理台帳作成（1回／年）
- ・放射線照射装置の作動状況の定期確認（1回／3ヶ月）
- ・基準測定器を用いた照射場の線量確認（1回／3ヶ月）

6. 業務に必要な資格

- （1）請負者は、当該保守対象施設に設置され運用されているα線、β線及びγ線分析用測定装置並びにホールボディカウンタに関する高度な専門知識を有すること又は1年以上の利用実績を有すること。
- （2）請負者は、測定試料の取扱いにおける品質及び安全確保のため、1年以上の非密封放射性同位元素の取扱い経験を有すること。
- （3）「5. 業務内容(1)、(2)、(3)」に記載する業務に特段の資格は要しない。

7. 請負者の服務、責務等

- （1）請負者は機構が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- （2）受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を当機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- （3）請負者は、作業者に労働安全衛生法等関係法令に基づく教育訓練、健康診断等作業に必要な事項を、請負者の責任、費用負担により実施させること。ただし、機構管理区域に立入る為に必要な当初の教育訓練は、当機構放射線安全課が実施する。
- （4）請負者は、作業従事に対し、労働安全衛生法、その他関連法令及び機構の定める「放射線障害予防規程」等の内規を遵守させること。

8. 提出書類

落札後、速やかに次の書面を提出すること。

・本仕様書「6. (1)～(2)」に記載された資格・経験等を有することを示す書類又は資料契約後にあっては、次の報告書を作成し、監督職員に提出すること。

- （1）放射線測定器管理状況報告書（毎月末）
- （2）出勤状況報告書（毎月末）
- （3）作業日報（毎日）
- （4）労働安全衛生法に基づく作業者の被ばく線量測定結果の写し（その月終了後、45日以内）、健康診断結果及び放射線安全教育実施結果（定期に実施するものを除く）
- （5）資機材・薬品・消耗品等の在庫、発注報告書（毎月末）

9. 検査

「8. 提出書類」の報告確認ならびに仕様書の定めるところに従って業務が実施された機構が認めたときをもって検査合格とする。

10. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

11. その他

- (1) 本業務に直接必要となる保守対象の測定器等及び付属消耗品等は、機構で準備する。
- (2) 本業務に直接必要となる光熱水費及び通信費は、機構で負担する。
- (3) 業務に当たっては、所定の作業着を着用するものとし、請負者が準備するものとする。
- (4) 請負者の責任の元、令和 8 年 4 月 1 日より支障なく業務を遂行できるように、現行請負者と引継ぎを行うこと。また本業務完了前に新規請負者との文書による引継ぎを行い、引継ぎ文書の写しへ監督職員に提出すること。
- (5) 業務上、請負者が被った災害は、機構の原因により生じた災害を除き、機構は一切の責任を負わないものとする。
- (6) 定常外勤務時等特別の事情がない限り、原則公共機関を使用すること。
- (7) 緊急被ばく医療を必要とする事態が発生した場合は、本契約業務の見直しを行うこととする。
- (8) 機器類を入れ換えた場合には入れ換えた機器に置き換えて日常点検及び保守管理を行うこと。
- (9) 機器類を移動した場合には移動した後に置き換えて日常点検及び保守管理を行うこと。
- (10) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

以 上

所属部課名 被ばく医療部
要求者氏名 富永 隆子